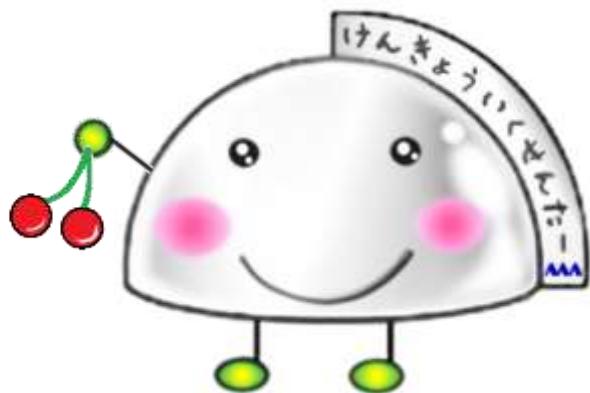


特別支援学級ハンドブック

— 令和4年度版 —



山形県教育センター



平成19年4月に施行された改正学校教育法により、「特別支援教育」が位置づけられたことを受けて、各特別支援学級では、障がいのある子供たちが自立し、社会参加するために必要な力を培う教育が、今まで求められてきています。

その間、山形県の特別支援学級担任の先生方は、児童生徒の実態や地域の実情等に応じて、様々な実践を積み重ねてこられました。また、各学校において、特別支援教育に関する委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など、校内体制が整えられるとともに、小学校・中学校では、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成率が、100%になるなど、特別支援教育の充実が図られています。

こうした中、平成29年に小学校・中学校の学習指導要領が告示され、特別支援学級において実施する特別の教育課程の編成に係る基本的な考え方方が新たに示されるなど、特別支援教育の状況が変化を見せてています。

また、就学手続き等に携わる資料である「教育支援資料」（文部科学省 平成25年10月）が改訂になり、名称も「障害のある子供の教育支援の手引」と改められ、令和3年6月に文部科学省から出されました。

こうしたことを見て、山形県教育センターでは、「特別支援学級ハンドブック－令和2年度版－」の一部変更、追加等を行い、令和4年度版を作成しました。

本ハンドブックは、平成29年度告示の学習指導要領を踏まえた学級づくり、授業づくり等における基本的な考え方を示すことで、これまでの実践を大事にしていただきながら、その上で、特別支援学級における指導・支援について、あらためて確認していただくための手がかりとなるようにと願い、作成しています。

日常的にご活用いただき、ご意見やご感想をお寄せください。

本ハンドブックが、先生方の特別支援学級担任としてのやりがいと専門性を高め、児童生徒一人一人の健やかな成長を支えるための資料として活用されることを願っています。



特別支援学級以外の先生方ともつながりながら

学校全体で児童生徒を育てていきましょう。



ハンドブックの活用に当たって

- 各項目の内容について、関連するハンドブックのページ、関連書籍等がある場合は、【ハンドブック〇参照】【学習指導要領〇参照】のように、参照ページを示しています。【参照】が示されているところについては、そちらも合わせて御確認ください。

＜主に参照いただきたい書籍＞

- ・「小学校学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）」平成 30 年
- ・「小学校学習指導要領解説 総則編」平成 30 年
- ・「中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）」平成 30 年
- ・「中学校学習指導要領解説 総則編」平成 30 年
- ・「特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領（平成 29 年 4 月告示）」平成 30 年
- ・「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則等編（幼稚部・小学部・中学部）」平成 30 年
- ・「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」平成 30 年
- ・「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」平成 30 年

- 山形県では、県が作成する文書等において「障がい」と平仮名で表記しますが、国、文部科学省や法令では「障害」と漢字で表記しますので、引用文については原文のままにしています。
- 本ハンドブックにおいて、学習指導要領等からの引用文の文字色を変える、下線をつける等で強調して示している部分は、山形県教育センターによるものです。

このハンドブックは山形県教育センターのホームページ

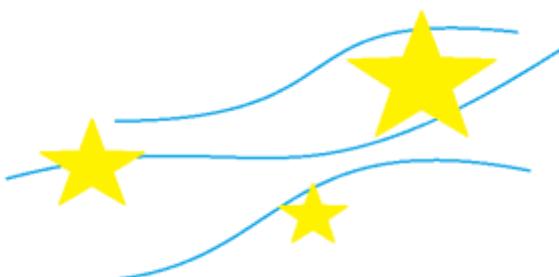
<http://www.yamagata-c.ed.jp/>

からダウンロードできます。



目 次

1 年度始めに取り組むこと	
(1) 始業式までの準備···1	
① 教室環境···1	
② 準備すること···6	
③ 関係者との連携···7	
(2) 始業式・入学式での配慮···9	
2 特別支援学級について	
(1) 特別支援学級とは···11	
① 関係法令···11	
② 対象···11	
(2) 特別の教育課程について···16	
① 法令···17	
② 小・中学校学習指導要領（平成29年告示） 解説 総則編···17	
③ 実態に応じた教育課程を編成すること ···17	
(3) 自立活動···19	
① 自立活動の目標と内容···19	
② 自立活動の指導と個別の指導計画···20	
③ 個別の指導計画の作成と内容···21	
④ 知的障がいのある児童生徒の自立活動の指導 ···24	
(4) アー 弱視／難聴／肢体不 自由／病弱・身体虚弱 ／自閉症・情緒障がい 特別支援学級···25	
① 特別の教育課程と 指導上の配慮 ···25	
(4) 一イ 知的障がい特別支援学 級···34	
① 特別の教育課程につ いて···34	
② 知的障がいのある児 童生徒の学習上の特 性について···38	
③ 指導の形態について ···40	
④ 知的障がいのある児 童生徒の「総合的な学 習の時間」···47	



3 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用	
(1) 個別の教育支援計画とは···48	
(2) 個別の指導計画とは···49	
(3) 個別の教育支援計画、個別の指導計画の様式及び 配慮事項···51	
(4) 教育課程の編成···52	
① 編成の手順···52	
② 時間割···55	
③ 指導計画···56	
4 学級経営	
(1) 学級経営について···57	
(2) 学級経営の内容···58	
(3) 学級事務について···59	
(4) 学級経営の進め方···64	
① 学級経営案の作成···64	
② 児童生徒のよさが生きる学級組織づくり ···65	
③ 学級経営の評価···66	
(5) 授業づくり···67	
① 基本の考え方···67	
② 学習指導案···68	
(6) 交流及び共同学習の推進···69	
(7) キャリア教育の視点に立った進路指導···72	
(8) 情報発信と連携···78	
① 関係者との連携（年間を通して）···78	
② 学級通信の発行···83	
③ P T A活動の運営···84	
(9) 評価と指導のまとめ···85	
① 評価に当たって···85	
② 指導要録について···86	
③ 通知表の作成と記入···87	
④ 個別の教育支援計画・個別の指導計画の見直し ···87	
⑤ 次年度への引継ぎ・関係者との連携（年度末） ···88	
(10) 教科用図書の選定···89	
(11) 特別支援教育に係る校内委員会・就学相談 ···91	
(12) 特別支援教育に関する相談···93	

<巻末資料>

- ・「学校における合理的な配慮」について···96
- ・各種援助制度・相談事業等···97

<引用・参考文献>···102